

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日: 令和7年6月18日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2150号	株式会社 森建業	千葉県市川市須和田1-10-13	森 貴幸	株式会社 森建業	千葉県市川市須和田1-10-13	令和7年 5月19日
第2152号	株式会社 エーシン	千葉県千葉市若葉区貝塚二丁目13番7号	永岡 晃	株式会社 エーシン	千葉県千葉市若葉区貝塚二丁目13番7号	令和7年 5月19日
第2154号	東葛サービス	千葉県柏市松葉町6丁目21番地3	山崎 良範	東葛サービス	千葉県柏市松葉町6丁目21番地3	令和7年 5月19日
第2155号	ジャステック	千葉県千葉市緑区茂呂町638番地25	仲村 昌宏	ジャステック	千葉県千葉市緑区茂呂町638番地25	令和7年 5月19日